

三木町告示第30号

三木町地域活力向上のための総合補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年2月27日

三木町長 伊藤 良春

三木町要綱第10号

三木町地域活力向上のための総合補助金交付要綱の一部を改正する要綱

三木町地域活力向上のための総合補助金交付要綱（令和7年三木町要綱第44号）の一部を次のように改正する。

第2条中「人口減少により生じる地域課題への対応」や「人口の定着促進」を行う事業を、「将来的な地域課題への対応施策等の事業」に改める。

第3条第1項第3号を次のように改める。

（3） 町が必要と認める地域課題の解決に資するものであって、香川県や町と連携、協働して構築した事業であること

第3条第2項第6号中「軽微な改修を除く。」を「機能向上に資する改修等を除く。」に改め、同条に次の1項を加える。

3 補助対象事業のうち、次に掲げる要件をすべて満たす新規事業を地域課題解決モデル事業とする。

（1） 長年にわたり、町の課題として蓄積しているものの、根本的な解決に至っていない、または手つかずのままとなっている課題に対応する事業

（2） 今後の地域課題解決のモデルとなる事業

第7条第2項第2号中「工事請負費」の次に「のうち単なる修繕に係る費用」を加える。

第8条に次の1項を加える。

3 前項第1号において、補助対象事業が地域課題解決モデル事業である場合は、補助上限額を400万円から2,000万円に増額するものとする。

第16条第1項中「3月31日」を「3月20日」に改める。

第18条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、必要と認めるときは、関係職員に当該事業の執行状況について実地検査等をさせ、事業の執行が確認できた場合は、補助金の一部を支払うことができる。この場合において、補助対象者は、補助金の一部の交付を受けようとするときは、事前に別記様式第7号を町長に提出しなければならない。

第21条第1項中「別記様式第7号」を「別記様式第8号」に改める。

別記様式第7号を別記様式第8号とし、別記様式6号の次に次の1様式を加える。

三木町長 殿

地域団体等名称
代表者氏名

年度三木町地域活力向上のための総合補助金一部交付請求書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記の補助対象事業について、三木町地域活力向上のための総合補助金交付要綱第18条第2項の規定に基づき、次のとおり一部の交付を請求します。

金 円

交付決定額 金 円
既受領額 金 円
今回請求額 金 円
請求の理由

※請求額の根拠となる資料を添付してください。

支払の方法	口座 振替払 <input type="checkbox"/>	銀行 (支) 店									
		預金種目	当座 <input type="checkbox"/>	普通 <input type="checkbox"/>	口座番号						
		(フリガナ) 口座名義									

- ※ 希望する支払の方法の□の箇所に✓印を付してください。
- ※ 口座振替払は、預金口座のある金融機関の店舗名、口座番号及び口座名義を記載してください。なお、預金種目欄にあつては、該当する預金種目の□の箇所に✓印を付してください。
- ※ 請求者と受領者が委任により異なる場合は、受領権限についての委任状を添付してください。

<p>【連絡先】 地域団体等名称： 責任者職・氏名： 担当者職・氏名： TEL： メールアドレス：</p>

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。